

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(千音寺地区計画)

(名古屋市決定)

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画千音寺地区計画を次のように決定する。

	名 称	千音寺地区計画
	位 置	名古屋市中川区富田町大字千音寺字平毛、字無田居、字三反田、字中地、字猪ノ木及び字上之坪の各一部
	面 積	約6.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市の西部に広がる平坦地に位置し、地区の南東には名古屋西ジャンクション、南には名古屋西インターチェンジがあり、道路交通の要衝となっている。</p> <p>また、本地区及びその周辺は、現在、千音寺土地区画整理事業により、都市基盤整備を行うとともに、住宅、商業・業務施設の立地に向けた宅地の整備が進められている。</p> <p>周囲の住宅地に配慮しつつ、千音寺地区の新たな拠点の形成につながる土地利用を図り、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を目指す。</p>
	土地利用の方針	地域の利便性向上と活性化に資する商業・サービス施設など、千音寺地区の新たな拠点の形成につながる土地利用を誘導しつつ、周辺環境と調和した市街地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	周辺環境や景観との調和を図るため、緑地を整備する。
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺環境との調和を図るため、建築物の用途の制限、高さの最高限度、壁面の位置の制限を定める。 2 敷地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度を定める。 3 良好な都市景観の形成を図るため、形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 4 緑豊かな都市環境を実現するため、緑化率の最低限度を定める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地1号 面積 約 470㎡ ・緑地2号 面積 約 300㎡ ・緑地3号 面積 約 370㎡ <p>（配置は計画図表示のとおり。ただし、車両の乗り入れ等計画上やむを得ない部分を除くことができる。）</p>

地区の 区分	区分の名称	第1地区	第2地区	第3地区	第4地区	
	区分の面積	約3.2ha	約1.6ha	約0.1ha	約1.4ha	
建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 ホテル又は旅館 4 畜舎			—	—
	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡ ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なものの敷地については、この限りでない。				
	壁面の位置の制限	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、2m以上とする。		—	
	建築物等の高さの最高限度	—	建築物等の各部分の高さは、次に掲げるもの以下とする。 1 20m 2 地区計画の区域の境界線（区域の境界線が道路中心線で定められている部分にあっては、当該道路の反対側の境界線をいう。）までの水平距離に1.5分の1を乗じて得たものに7.5mを加えたもの		—	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態又は色彩その他の意匠は、周辺環境及び地区計画の区域内の他の建築物と調和したものとし、良好な景観の形成に寄与するものとする。				
	建築物の緑化率の最低限度	10分の1.5				

	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣又はフェンス等（高さ60cm以下の部分はこの限りではない。）とする。ただし、門はこの限りでない。
--	-------------	--

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

千音寺地区の新たな拠点の形成につながる土地利用を図り、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図る。